



病院食は、医師の指示により、年齢、病態、症状などを考慮し決められています。食事の種類には、特別な制限のない「一般食」と、治療上制限が必要な「特別食」があります。

「一般食」には常食・軟食・流動食があります。「特別食」には腎臓病・糖尿病・膵臓病・肝臓病など多種の病態食があります。

病院食は治療を行う上でその効果を高めるための大切な役割があり、食べていただくことがとても重要です。どんなにエネルギーや栄養価を配慮して作られた食事であっても、患者様が美味しいと思えるものでなければなりません。患者様一人一人の状態に合わせた食事内容で継続的に食事がとれるように、医師や看護師などの多職種と連携し食事を提供しています。

また、季節の行事に合わせた行事食や、駅弁、スイーツなど旬の食材と料理を献立に取り入れ、喜んでいただけるような食事作りに努めています。

食事のおいしさは、適温であることも重要です。そこで、温かいものは温かく、冷たいものは冷たく提供できる温冷配膳車の導入を検討しています。作りたてのおいしさを保ったままお届けし、食べていただくことで治療効果も向上することにつながると思います。



町立病院のお食事は、栄養士1名、パート含む5名で調理に従事し、日々調理方法や味付け、盛り付けの工夫など改善に努めています。その他、食中毒や季節性の感染症などのリスクに備えた「衛生管理」や、大きな地震、災害、台風など発生したときの「危機管理」も行っています。今後も、患者様の気持ちに寄り添い、安全で美味しい食事作りに努めていきます。

※栄養やお食事に関することでお困り事がございましたら、どうぞお気軽におたずねください。

文：肝付町立病院 管理栄養士

**お問い合わせ先 肝付町立病院 ☎ 0994(67)2721**

## 消費生活相談

### レンタル契約はよく確認！



#### 相談事例1

スマホの機種変更のため、家電量販店内の携帯ショップに出向いた。スマホの話が終わると担当者が代わり、ウォーターサーバーの無料レンタルとミネラルウォーター（月額約3千円）の契約を勧められ、了承してしまった。担当者が私のスマホから申し込み手続きをし、契約書は渡されていない。2カ月間利用したがやはり必要ないので解約したいと思い、事業者と連絡すると、解約料が1万円を超えると知って驚いた。解約料の説明はなかった。

#### ●一言助言●

- ・ショッピングモールや家電量販店などで突然勧誘されウォーターサーバーのレンタル契約をしたが、解約すると予期せぬ高額な解約料が発生したという相談が寄せられています。
- ・ウォーターサーバーのレンタル契約は、サーバーのレンタル料は無料でも、実際は水を定期購入する契約です。あらかじめ決められた期間は、水の購入を継続しないと解約料がかかることがあるので注意が必要です。
- ・家庭内の設置場所や一人で水を交換できるか、また、本当に必要かよく考えましょう。契約金額の詳細も含め、契約内容や解約条件等もよく確認し、契約書は書面でもらうようにしましょう。

■ **断り切れず購入しても、クーリング・オフ等ができる場合があります。**

**困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください**

消費生活相談窓口（鹿屋市消費生活センター）☎ 0994(31)1169 消費者ホットライン☎ 188

